# 淀川水系流域委員会 第67回運営会議(2006.3.1 開催)結果報告

2006.3.6 庶務発信

開催日時: 平成 18 年 3 月 1 日 (水) 10:00~12:15

**場 所**: ぱるるプラザ京都 7階 スタジオ4号

者2名

# 1. 決定事項

・淀川部会・猪名川部会検討会を3月22日(水)9:30~12:30に開催する。琵琶湖部会・木津川上流部会検討会を3月29日(水)9:30~12:30に開催する。

- ・第 68 回運営会議を 4 月 11 日(火)16:00~18:00 に開催する。第 50 回委員会は 4 月 24 日(月)13:30~16:30 に開催する。第 50 回委員会の 1 時間前に第 69 回運営会議を開催する。
- ・一般傍聴者への「委員会に対する意見 記入用紙(案)」の配布は、第50回委員会から実施する。
- ・本日の審議資料として配付した意見書簡易製本を委員に送付する。一般の方にとって、開催経過の資料(資料2)の必要性は低いため削除する。製本する際には、名簿(資料1)までの部分とする。

#### 2. 審議の概要

### ①各部会の副部会長の指名について(淀川部会・琵琶湖部会の副部会長が未決定の件)

- ・淀川部会の副部会長は綾委員にお願いすることとなった。
- ・琵琶湖部会の副部会長は、あまり難しいことは考えず、部会長の補助をしてもらえる委員を選べばよい。
- ・副部会長の指名は部会長に一任している。公表を予定している次の委員会までにお願いしたい(委員長)。

## ②部内検討会の開催日および進め方について

- ・各地域別部会の検討会では河川管理者から事業の進捗点検の説明を行ってもうらうが、公開の会議でも説明 して頂けるのか(委員長)。
  - ←公開の会議でも同様の説明をする (河川管理者)。
- ・予算の都合上、3月は各地域別部会の検討会を実施したい。検討会は、2日に分けて開催したい(委員長)。

### ③委員会の運営方針について

### (既設ダム等の事業評価について)

- ・河川管理者は様々な時点で事業を評価することになっている。行政評価法に基づき、新規事業の採択時に評価(本省にて実施)を行う。それから、事業を実施している途中で5年毎に再評価を行い、事業完了後に事後評価を行う。ダムについては、流域委員会ができる以前から、フォローアップ制度をやっている。本日配布した資料では、「調査をした上で5年毎に分析評価を行う」とあるが、これが事後評価に相当する。これまではっきり申し上げたことがなかったが、これも河川管理者から流域委員会にお願いすることになる。本来であれば、17年度もやらなければならなかったが、諸般の事情で遅れている。ダムのフォローアップの中身については検討会で説明させて頂きたい(河川管理者)。
- ・流域委員会の新しい仕事なので、どのように審議するのかを運営会議で決める必要がある。また、整備計画 (原案)の検討とどこが違うのか、どのような専門性が必要なのかといったことまで検討しないといけない。
- ・既設ダムのフォローアップは、4月から始めることができるのか(委員長)。
  - ←河川管理者の準備が整い次第、お願いすることになる (河川管理者)。
  - ←実質的な審議は4月から始めたい。事業点検に関する審議もあるため、できるだけ早い準備をお願いしたい。具体的な進め方は次回の運営会議で決めたい(委員長)。

#### (一般傍聴者からの意見・資料提出について)

- ・非常に慎重な対応が必要だ。公平性の問題、表現の自由性の問題、意見提出後の公開性の問題等を慎重に検 討しないといけない。
  - 一次回の全体委員会で検討する。公開の委員会で意見交換をした方がよい(委員長)。
  - ←住民参加部会でルール作りについて議論し、概ね合意が得られる内容で決めればよい。

- ・積極的な改革であり、自由な意見発表や提出を狭めるためのものではない。「意見提出のルール」と「意見転出の制限」は違う。例えば、提出資料のサイズ統一はルールだろう。「意見書の体裁を整理して出して下さい」というのはルールであり、制限ではない。公開会議での一般傍聴者の発言に関しては、広く多くの方の意見を聴取する方向で検討する。
- ・公開会議で一般傍聴者に「委員会に対する意見記入用紙」を配付するということだが、一般傍聴者が当日の 議論をどう感じたかをタイムリーに出してもらう方法として、良い方法だと思う。
  - ←できれば次回の全体委員会から実施したい。記入用紙のレイアウトを再検討した上で配布し、一般傍聴者から意見を出してもらう。意見記入用紙は、休憩時間か会議終了後に集める(委員長)。
  - ←まずは試行的に始めればよいと思う。評価が悪ければ止めればよい。
- ・一般からの意見(参考資料1)は、同じ意見を複数の会議で重複して配付する必要はない。流域委員会のホームページで公開しているならば、問題ないのではないか。
  - ←徹底したい。「一般からの意見(参考資料1)の更新は月に一回」といった対応でもよい(委員長)。
- ・当日持込資料は「受付の横に置いて下さい」という程度で自由にしてもらい、庶務は一切関わらないという 立場がよい。委員会の審議に支障がない範囲内で自由に配布するわけだから、委員会がルールを決める必要 もないのではないか(委員長)。

### (次年度の流域委員会の進め方)

- ・平成 18 年度の流域委員会の公開会議の回数は、委員会、部会、WGを合わせて、概ね 26 回の予定。内訳としては、全体委員会は 2 ヶ月に 1 回 (計 6 回+予備 2 回)、地域別部会は各部会 2 回 (計 8 回)、テーマ別部会は各部会 3 回 (計 6 回)、水位操作WGは 4 回程度を予定。非公開会議については、運営会議 20 回、現地視察 8 回、作業部会等 20 回、平成 18 年度で計 48 回の非公開会議を想定している。平成 17 年度の実績は公開会議 37 回、非公開会議 52 回だ(河川管理者)。
  - ←委員会は月に1回は開催したい。そのためには、WGの公開会議を減らして委員会に充ててはどうか。 WGは非公開会議を増やした方が効率的だ。WGの公開会議を減らすが、WGの内容を委員会でもう一度議論すればよい。全体委員会では、整備計画原案、既設ダム評価等のまとめ作業が発生する。地域別部会ではそれぞれの地域の事業の点検への意見やこの1年間の活動報告書を来年1月までに書いた方がよいと思う。テーマ別部会と水位操作WGは報告書にまとめる必要があり、何を書くのかをあらかじめ考えて動き出さなければ間に合わない。例えば、利水・水需要管理部会は昨年ほとんど活動していないので、実態の把握と問題点への対応策等をまとめるためには、かなりの意見交換が必要だ。開催回数とは、実質上は、金額のことでもある。一回あたりの会議開催コストを安く済ませるような方法も検討したい(委員長)。
- ・流域委員会の仕事は規約の通りだ。例えば、整備計画原案が出てこないから流域委員会はすることがないという状況になったとしても、流域委員会として何ら恥じる必要はない。河川整備に関連する活動はいくらでもやれるが、本来の目的以外の活動によってコストが増えれば、それに対してお金を払うのはおかしいといった意見も出てくるだろう(河川管理者)。
  - ←ただ全く関係ない活動をすれば、それは批判されるだろうが、整備計画原案への意見を述べるためには、 多くの事柄を知っておく必要がある。そのためのさまざまな議論は必要だ。(委員長)。
- ・委員会の取り組みが不足している琵琶湖のさまざまな問題を河川管理者に取り上げて頂き、流域委員会と協同で活動するといった形もあり得るのではないか。
  - ←それもよいが、流域委員会が自らテーマを見つけてやっていくことも大切だ(委員長)。

CLF

※このお知らせは委員の皆様に主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。